別表第二の三

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0833
	住宅扶助	0.0397
	教育扶助	0.0174
	医療扶助（入院）	0.8898
	医療扶助（入院外）	0.0612
	介護扶助	0.0445
	その他の扶助	0.0393

別表第二の四

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

区分		率
生活保護	生活扶助	0.0872
	住宅扶助	0.0417
	教育扶助	0.0177
	医療扶助（入院）	0.8907
	医療扶助（入院外）	0.0648
	介護扶助	0.0482
	その他の扶助	0.0440

別表第二の五

被生活保護者数に係る率（第９条関係）

都道府県	率
北海道	0.875
青森	0.870
岩手	0.874
宮城	0.889
秋田	0.869
山形	0.874
福島	0.869
茨城	0.888
栃木	0.876
群馬	0.879
埼玉	0.919
千葉	0.882
東京	0.911
神奈川	0.919
新潟	0.872
富山	0.871
石川	0.881
福井	0.870
山梨	0.872
長野	0.872
岐阜	0.885
静岡	0.887
愛知	0.924
三重	0.880
滋賀	0.873
京都	0.921
大阪	0.953
兵庫	0.891
奈良	0.957
和歌山	0.871
鳥取	0.869
島根	0.869
岡山	0.872
広島	0.905
山口	0.872
徳島	0.872
香川	0.873
愛媛	0.876
高知	0.870
福岡	0.904
佐賀	0.876
長崎	0.879
熊本	0.876
大分	0.869
宮崎	0.872
鹿児島	0.873
沖縄	0.885

別表第二の三から別表第二の六まで、別表第三の八及び別表第三の十を次のように改める。

別表第三の三

市町村分の「その他の土木費」の普通態容補正のうち建築主事を置くことに伴う権能差補正の適用を受ける市町村（第11条関係）

都道府県名	建築主事設置市	限定特定行政庁設置市町村
北海道	小樽市　室蘭市　釧路市　帯広市　北見市　苫小牧市　江別市	岩見沢市　網走市　留萌市　稚内市　美唄市　芦別市　赤平市　紋別市　士別市　名寄市　三笠市　根室市　千歳市　滝川市　砂川市　深川市　富良野市　登別市　恵庭市　伊達市　北広島市　石狩市　北斗市　当別町　七飯町　余市町　長沼町　上富良野町　美幌町　遠軽町　白老町　音更町　芽室町　幕別町　釧路町　厚岸町　標茶町　弟子屈町　中標津町　東神楽町